

## ＜商品概要説明書＞ 手 形 割 引

\*本説明書は、事業資金を対象に作成されています。

（平成17年4月1日現在）

商品名	手形割引
商品の仕組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様が、商品の売却等により取引先から手形での支払を受け、その手形金額相当分を手形の期日前に現金化したい場合にその手形を当金庫が買い取ります。買い取る際に一般の融資の金利に相当する「割引料」を手形金額から差し引きます。その差引を割引といいます。</li> <li>・ 当金庫との融資取引の基本契約を信用金庫取引約定書により締結します。（印紙税4千円要）</li> <li>・ 具体的な割引の申込みは、手形の明細の記入欄のある専用の申込書を提出していただきます。</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記①②を満たし当金庫の会員になる資格を持ち、かつ健全な事業を営む方（個人・法人）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①当金庫の営業地域に住所のある事業者の方。</li> <li>②当金庫の地区内に事業所を有する事業者（個人・法人）の方</li> </ul> </li> </ul>
資金使途	事業資金（主に運転資金）
買取代金振込	割引料および手形の取立手数料を差引後の買取代金は、お客様ご指定のお客様名義の普通預金または当座預金口座に振り込まれます。
割引期間	手形の期間は6ヶ月以内が原則です。
買取金額（融資額）	<p>手形金額と同額です。一部割引や手形金額を超える扱いはできません。</p> <p>なお、手形が複数枚で金額も多額になった場合は、手形の信用力、お客様の手形買戻能力、保証人様の保証能力、担保力等によってはすべての手形の割引に応じられない場合があります。</p> <p style="padding-left: 20px;">注）手形買戻…「手形の買戻」をご参照下さい。</p>
割引利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。</li> <li>利率は、お客様の財務状況、取引状況、保全状況（保証や担保）等によって異なります。</li> <li>・ 万一、手形が期日に決済されず不渡りになった場合は、手形額面金額に対し、買い戻しされるまで年率14%で計算する遅延損害金をいただくこととなります。</li> </ul>
決済方法（返済方法）	割引した手形を当金庫が取り立てし、その取り立てした手形金により決済されます。割引した手形が不渡りとなった場合は、お客様はその手形を買い戻さなければなりません。
保証人担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合、代表者の方に保証人になっていただくほか、万が一の場合に備えて第三者保証人を付けていただく場合があります。</li> <li>・ 個人事業主の方の場合、原則として第三者保証人を付けていただきます。</li> <li>・ 手形の信用及びお客様と当金庫との取引状況等により条件が変わってきます。詳しくは窓口でご相談下さい。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手形を取り立てるための「代金取立手数料」をお支払いいただきます。</li> <li>一般には、東京手形交換所扱いとなり、手形1通当たり210円です。東京手形交換所以外の交換所の場合は630円。交換所扱い以外は840円。条件によりその他の手数料が必要となる場合があります。（各、消費税込）</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県（茨城県）信用保証協会の保証を付けることができます。ただし、保証協会の審査で承認されなければなりません。保証を付ける場合には、保証協会に所定の保証料を支払う必要があります。</li> <li>・ 手形を割り引く場合の保証協会の保証は「根保証」扱いが普通です。根保証とは、金額限度および保証期限をあらかじめ決めておき、割引手形の残高がその範囲内である限り割り引きの回数にかかわらず保証するという制度です。</li> <li>・ 根保証の場合、保証協会はあらかじめ手形の銘柄（〇〇証券取引所一部上場等）、振出人（手形支払人）を限定することがあります。</li> </ul>
手形の買戻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手形割引は手形の売買とされています。この売買にはあらかじめ定められた買戻事由（事実）が発生したときには売主であるお客様が手形期日到来前でも手形額面金額で割引手形を買い戻すこととなります。</li> <li>・ この買い戻しとは一般の融資という返済に相当します。買戻事由には、お客様やその割引手形の振出人（手形支払人）に破産や民事再生手続開始などの法的手続開始、手形交換所の取引停止処分、他の債権者からの仮差押え等が該当します。</li> </ul>